

十勝圏域健康づくり地域・職域連携推進連絡会（書面開催）説明要旨

(1) 報告事項

ア 新型コロナウイルス感染症流行下での健康管理の取組状況 …資料1-1、1-2、4

- 市町村においては、これまでに勤労世代の健康づくりを進めるため、職域保健と連携した取組として健康教育や健康相談のほか、がん検診や職場健診との同時実施、健診結果説明など行われています。
- 健康教育等の事業については、令和3年度は6市町村15事業所、令和4年度においては8町村28事業所となっており、新型コロナウイルス感染症拡大防止の行動制限の影響がうかがえます。
- 新型コロナウイルス感染症流行下での生活習慣病対策の取組に関して職域保健に対する働きかけや工夫として、スマートライフプロジェクト登録企業に対して、特定健診等保健事業の情報や健康マイレージ事業等をメールで配信する、ポピュレーションアプローチとして、歩くことを主とした健康ポイント事業を通じ個人、少人数、職域ごとに取り組める健康づくりを実施しています。
- 職域においては、コロナ禍の職場健診等の結果から、従業員の健康状態について変わらないと回答された事業所やストレスを感じる従業員が増えた、タバコを吸う量が増加した従業員が減ったなど変化がみられた事業所もありました。
- 事業所によっては、保健指導をリモートによる相談・面談で行うなど工夫されています。職場での取組事例については、資料4（帯広厚生病院提供）を参照。

イ 職域における健康診断・健康診査等の状況 …資料2、3

- 職場健診の結果については、有所見率で血中脂質、血圧、血糖の順で高くなっています。（帯広労働基準監督署提供）
- 職域における健康相談の状況として、資料3（帯広地域産業保健センター提供）によると健康診断結果（健診事後指導含む）に関することが150件を超えています。このことから、生活習慣病予防において、健診事後フォロー体制が重要となります。

ウ 北海道健康増進計画（すこやか北海道21）及び十勝圏域健康づくり事業行動計画の取組について …資料5-1、5-2、6

- 市町村や教育委員会、各構成機関から毎年報告をいただいております、取組実績の概要となります。

令和2年度、令和3年度の取組状況の概要をみると、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の縮小や、中止をせざるを得なかった状況が続いておりましたが、健診（検診）を受診しやすい工夫や市町村と学校や職域との連携による健康教育等の事業も行われていました。

- 令和2年度からは、健康増進法の改正により、受動喫煙防止は、施設管理権限者等の責務となっております。道では、令和2年4月に制定した「北海道受動喫煙防止条例」

により、オール北海道で「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すとしており、その中には従業員等に対する受動喫煙防止対策に努めることとされており、職域の皆様にも健康管理に御配慮いただきますようお願いいたします。

- また、帯広保健所管内は、健康課題として喫煙者の割合が高いため、引き続き受動喫煙防止対策に御理解いただき、関係機関が連携した取組を一層推進するよう、御協力をよろしく申し上げます。
- 北海道健康増進計画（すこやか北海道21）については、令和5年度に評価及び次期計画の策定予定となっております。
- 二次医療圏域ごとに策定しております、十勝圏域健康づくり事業行動計画については、新たな北海道健康増進計画の策定を踏まえ、現時点では令和6年9月までに策定する予定としておりますので、引き続き計画の推進について、御協力をよろしくお願いいたします。

(2) 協議事項

十勝圏域健康づくり地域・職域連携推進連絡会のあり方について・・・資料7

- 今年度、新型コロナウイルス感染症流行下での健康管理の取組を構成団体・機関から情報提供をいただき、健診、がん検診の周知等については、市町村と商工会が連携して実施されている反面、職域保健へのアプローチに向けての課題として職域保健の実情がわからない、健康課題の共有がない、担当者同士が顔を合わせる場がない等があがっています。
- 今後、本連絡会で取り上げる事項の要望として、協会けんぽ被扶養者に対する、自治体実施のがん検診に関する周知と受診機会の提供、がん検診（自治体）の同時実施に向けた連携（周知面の課題・取組など）があがっているほか、前述の課題や会議の持ち方として対面での開催などのご意見もいただいております、次年度以降に反映させて参りたいと思います。
- 十勝圏域健康づくり地域・職域連携推進連絡会要領7その他（3）で、推進連絡会は令和2年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、連絡会設置の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加える、としていることから令和5年度において改めて皆様のご意見を伺いたいと存じます。

今回、帯広労働基準監督署から参考資料1～3の提供がございましたので、ご活用ください。